

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2784号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-4767

<http://www.zck.or.jp>



迎春

「東路の道のはてよりも、なほ奥つかに生ひいでたる人…」と始まる『更級日記』作者、菅原孝標女は、紫式部や清少納言とは違う意味で人気がある。物語は、父孝標の任地である上総(今の千葉県市原あたり)で、10歳から13歳まで過ごした多感な少女が、その間『源氏物語』にどれほど強く憧れていたか、その様子から書き始められる。

父の任期があけて、上総から下総、武蔵、駿河、三河、尾張、近江などを経て京に上る約三カ月の旅。土地のこと人々のことが、感性豊かに、心優しく語られ、胸に迫る。そして京に戻ってやっと手にできた『源氏物語』…誰にも邪魔されず、几帳の内に臥して次々と読む気持ちとわ…とききぱりと言いつ切る作者の清々し

「現世では上手くいかなかった」と、孝標女は嘆くが、時代を超えて『更級日記』は多くの人々に共感され読まれ続けられてきた。物語に憧れた孝標女にとって、本望であったのではないだろうか。

しかし、憧れの夕顔や浮舟のような出会いもなく、光源氏や薫大将とは程遠い夫との結婚。宮仕えの話がきても、家族の世話に追われ、女房として活躍することはなく、日々は過ぎて行く。孝標女や清少納言とは違い…本来力はあるのに、女房としてもなかなか認められず、自分自身も、いまいちしくりしない仕事ぶり…現代にも通じるものがあり考えさせられるのである。

もくじ

随想	情報	フォーラム	活動	活動	活動	活動	論説	全国町村会長新年挨拶 総務大臣新年挨拶
年頭所感	町村Nav	「地方制度調査会第2回総会」が開催	「民主党社会保障と税の一体改革調査会・税制調査会合同総会」が開催	「国と地方の協議の場」(第3回臨時会合)が開催	「国と地方の協議の場」(第4回)社会保障・税一体改革分科会合同(第5回臨時会合)が開催	「百匠一品・あたりまえがふつこにあるまち」を目指して！福井県池田町	土に生き、海と生きる人よ〜まちとむらの震災復興から2012年を展望する〜	
奈良県町村会長	斑鳩町長	小城	利重				読売新聞東京本社編集委員 青山 彰久	(19) (17) (13) (11) (10) (9) (8) (5) (3) (2)

コラム

東路の道のはてよりも…

千葉市男女共同参画センター名書館長
NHK番組キャスター
加賀美 幸子

写真募集

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。

送り先：全国町村会・広報部

全国町村会長新年挨拶

新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

東日本大震災、そして台風や集中豪雨による被害など、日本列島各地で災害による被害が相次いだ平成23年が終わり、原発事故の真の収束も明確でない中、新しい年を迎えることとなりました。改めて、お亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災地の皆様にお



見舞い申し上げ、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

今、被災地は本格的な復興に向けて歩みを進めています。瓦礫の処理や原発事故に係る除染や賠償等、課題は山積しており、大きな不安を抱えている地域もあります。

この現状から、日本が再生していくためには、国と地方が総力を挙げ

て復旧・復興に取り組むことが必要であり、特に安全・安心に暮らしていける地域づくりにおいて、我々町村の役割は極めて重要であります。

しかしながら、町村を取り巻く環境は、財政面、行政サービス面において地域間格差がますます拡大しており、高齢化・人口減少などの諸問題にも直面し、以前にも増して厳しい状況にあります。

**町村の振興発展に向けた
実効ある活動を展開**

全国町村会長 藤原 忠彦

今後、町村が自主的・主体的な地域づくりを推進していくためには、その財政基盤の強化が不可欠であり、安定的な自主財源の確保が図られなければなりません。そして、三位一体改革で大幅に削減された地方交付税総額の復元・増額が何よりも必要であります。

また「社会保障と税の一体改革」にあたって、消費税の引上げ分の扱

いについて、社会福祉の分野で地方単独事業が果たしている役割を適正に評価せず、消費税の地方への配分に限定的な考えがありますが、社会保障分野における国と地方の役割分担をふまえ、地方が行ってきた多様な行政施策に対応した安定財源を確保すべきであります。

昨年4月28日に、地方の長年の悲願とも言つべき「国と地方の協議の

場に関する法律」など地方分権改革の関連三法案が成立いたしました。法制化された「国と地方の協議の場」は、東日本大震災からの復旧・復興はもとより、社会保障と税の一体改革など地方自治に関する諸課題を協議していく上で極めて重要であります。今後は、国・地方双方が実効ある対話を積み重ねる中で、真に効果的な施策が進められるよう、必要な働きかけを行ってまいります。

また「社会保障と税の一体改革」にあたって、消費税の引上げ分の扱

加えて、TPP（環太平洋経済連携協定）につきましては、例外無き関税や規制の撤廃による農林漁業や地域経済・社会の崩壊を憂慮し、本会は一昨年来三度の反対決議を行いました。昨年のAPEC首脳会議において野田総理が「交渉参加に向けて関係国との協議に入る」と表明されました。私たちは、日本の原風景であり、先人が築き上げてきた国民共有のかけがえのない財産でもある農山漁村を守るためにも、今後、TPP交渉に係る政府の対応を注意深く監視し、十分な情報開示を求めていく必要があります。

全国町村会としては、「町村の発展なくして国家の伸展はあり得ない」という信念の下、町村自治の確立に向けて力を結集する必要があります。町村の振興発展に向けた実効ある活動を引き続き強力に展開して参る所存です。

おわりに、皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。

総務大臣新年挨拶



2012年が始まりました。皆様におかれては、気持ちも新たに新年をお迎えになったものと思います。昨年は、東日本大震災をはじめ、台風、大雨などの自然災害が多発し、多くの方が犠牲になりました。被害に遭われた方々に対して、心からお見舞い申し上げます。

さて、総務大臣に就任してから初めての正月を迎えました。これまで夢中で走ってきましたが、本年も

内閣の最優先課題です。

総務省としても、これまで被災地・被災者への支援に全力を尽くしてきておりますが、第三次補正予算においては、第一次・第二次補正予算分も含めた復旧・復興事業に係る地方負担分や地方税の減収分等について全額措置する震災復興特別交付税を1・7兆円増額確保し、被災団体の負担をゼロとすることとしました。また、平成24年度においても、東日

す。また、大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が合併特例債を起こすことができず期間を延長することとしており、必要な法案の成立に全力を挙げて取り組んでまいります。

被災地の未来に向けた「創造的」復興を果たす上では、ICTの活用が必要不可欠です。総務省は、大震災からの復興施策として、被災した地方自治体のICTを活用した

総務省の総合力を生かし、国民目線で施策を推進

総務大臣 川端 達夫

東日本大震災からの復旧・復興に万全を期すとともに、地域主権改革、ICT施策、郵政改革、行政改革の推進など当面する諸課題に取り組んでまいります。

以下、個別の重要課題について申し上げます。

【Ⅰ 東日本大震災からの復旧・復興等】

東日本大震災からの復旧・復興は

本大震災の復旧・復興事業について、通常収支とは別枠で整理して所要の事業費及び財源を確保し、その中で、震災復興特別交付税を0・7兆円確保してまいります。

復興に向けた地方税制の対応については、地方自治体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するための措置及び被災者の税負担の軽減を図り、復興を支援するための措置等を講ずることとしておりま

課題解決の取組を支援するとともに、災害に強いネットワークの構築、エネルギー制約の克服などを積極的に推進してまいります。加えて、アナログ放送の終了を延期した岩手・宮城・福島の3県についても、本年3月31日に地上デジタル放送へ完全移行できるよう、所要の対策を徹底します。

今後においても、大震災からの復旧・復興に必要な地方の事業費

及びその財源については、通常とは別枠で整理し、国費による措置を大幅に拡充した上で、地方財源も確実に確保するとともに、個別具体的な要望を伺いながら、スピード感を持って対応してまいります。

また、台風第12号及び第15号などによる被害についても、被災団体の実情を十分にお伺いし、その財政運営に支障が生じることのないよう取り組んでまいります。

【Ⅱ 地域主権改革の推進】

先般、総理に提出された地方制度調査会の「地方自治法改正案に関する意見」をふまえ、速やかに必要な修正などについて具体的検討を行い、次期通常国会への法案提出に向けた準備を進めてまいります。

地方行革については、これまでの成果を維持しつつ、地域の実情に応じ、引き続き自主的に取り組まれるよう、支援して参ります。

また、それぞれの地域資源を最大限活用し、域内循環を進める「緑の分権改革」を推進してまいります。あわせて、市町村が連携し、圏域ごとに生活に必要な機能を確保する「定住自立圏構想」や過疎対策への取組を支援してまいります。

地方財政については、中期財政フ

レーム（平成24年度～平成26年度）に沿って、社会保障費の自然増や地域経済の基盤強化などに対応する財源を含め、地方の一般財源総額について、平成23年度と同水準の59・6兆円を確保するとともに、特に地方交付税については、通常収支分の地方交付税総額について17・5兆円、前年度に比して0・1兆円増額確保してまいります。

あわせて、社会保障・税一体改革については、（地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像を総合的に整理した上で、国と地方の役割分担に応じた税源配分を実現し）、地方自治体の社会保障給付に対する安定財源を確保してまいります。

地方税制については、地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築していきます。平成24年度税制改正においては、地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の導入や税負担軽減措置等の見直しを行います。引き続き、地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していくこととし、成案を得たものから速やかに実施してまいります。

地域主権改革の推進は、国と地方の在り方を根本的に転換し、地域のごとは地域に住む住民が責任を持つて決められるようにするための改革であり、引き続き改革の実現に向けて取り組んでまいります。

出先機関の原則廃止については、閣議決定である「アクション・プラン」に沿って、広域の実施体制の整備を始めとする各課題について、精力的に取組を進めてきているところであり、先般、広域の実施体制の枠組みを取りまとめました。今後詳細な制度設計に入り、この通常国会への法案提出に向けて最大限努力します。

補助金等の一括交付金化については、都道府県分の対象事業の拡大や政令指定都市への導入により、平成24年度の地域自主戦略交付金は6、754億円に大幅に拡充され、「沖縄振興一括交付金（仮称）」と合わせると8、329億円となります。

義務付け・枠付けの見直しについては、昨年成立した2次にわたる一括法に引き続き、第3次一括法案をこの通常国会に提出いたします。

また、引き続き、適時に国と地方の協議の場を開催しつつ、地域主権戦略会議を中心に、地域主権改革を推進してまいります。

【Ⅲ 郵政改革】

現在、郵政3事業は厳しい経営環境の中、運営されています。また、現在の郵政民営化も施行後4年を経過し、さまざまな課題が明らかになってきています。

全国津々浦々に設置された郵便局は、国民生活の基盤を支える郵便・貯金・保険を提供する、地域の重要な窓口として、今後も守っていかなければならぬものです。そのためにも、郵政事業の見直しは早急に行わなければならない重要な課題の一つであります。

現在、現行法の課題の解消を内容とする法案を国会に提出しているところでありますが、今後とも、郵便局が、国民生活の確保や地域社会の活性化等に貢献できるよう、1日も早い成立に努めます。

【Ⅳ 行政改革の推進】

国家公務員の総人件費については、2割削減という目標に向け、様々な手法を組み合わせるにより取り組んでまいります。

国家公務員の給与については、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、政府として給与臨時特例法案を提出しているところです。現在、この法案は

継続審議となっておりますが、できる限り早期に国会で御審議いただき、成り立たせていただきたいと考えています。

退職金等の水準の見直しや定員削減、地方分権推進に伴う地方移管などについても、大震災に関連した復旧・復興等の見直しを踏まえ、また、出先機関改革を進めていく中で、取組を進めてまいります。

行政不服審査法については、行政救済制度検討チームの取りまとめに沿った法改正に向けて、取組を進めてまいります。

さらに、行政刷新会議等と連携し、独立行政法人制度の抜本的見直しに取り組むとともに、行政評価機能を活用した行政の改革・改善を促してまいります。また、行政相談等を通じ、大震災の被災者を含めた国民の声に真摯に耳を澄まして、課題解決を図ってまいります。

このように、総務省の抱える課題は、大変幅広い分野に及んでおります。今後も総務省の総合力を生かして、国民の皆様目の線に立つて各般の施策を着実に推進し、これからの生活がますます豊かなものとなるよう努力していきます。

本年も皆様の御支援・御協力をよろしくお願い申し上げます。

論 説

巨大な大津波と世界最悪レベルの原発事故が東北を襲ったとき、多くの人々が強い衝撃を受けたことだろう。あれから10か月、多くのまちやむらはいまだ復興にほど遠い。土に生き、海と生きていた人々はいま、希望を探そうと苦しんでいる。全国の町村の人々なら、その悲しみや苦しみ、人々を暮らし支える小さな自治の意味が最もよくわかるはずだ。2012年の最大の課題は、昨年以上に、被災した東北のまちやむらの復興である。この復興を町村の自治問題を凝縮する重要課題としてとらえたい。被災地と悲しみや苦しみを分かち合い、暮らしの再建を支える小さな自治を全面的に支援しなければならぬ。

土に生き、海と生きる人よ

〜まちとむらの震災復興から2012年を展望する〜

視 点

読売新聞東京本社編集委員 青山 彰久

ある老夫婦の葬儀

昨年暮れ、福島県南相馬市内で、原発避難の取材を通じて知り合った人の両親の葬儀に参列した。亡くなったのは、東京電力福島第1原発の事故に伴う警戒区域の旧小高町・川房地区(現・南相馬市小高区)に暮らしていた97歳の夫と91歳の妻の夫婦だった。

阿武隈山地の麓に広がるこの地区は、江戸時代から続く古い集落で、かつては養蚕と葉タバコで富を蓄え、多くの篤農家も輩出してきた。3年前、地方自治の勉強会が縁でこの集落を知り、水のおいしさや、住民同士がいくつになっても「定男ちゃん」「明子ちゃん」などと呼び合う雰囲気忘れられなかった。それが「3・11」で一変した。16キロ離れた原発が爆発し、すぐ

に全員避難だと指示された。97歳と91歳の老夫婦も、家族の車に乗せられ、吹雪の中を西へ逃げた。着いたのが新潟県見附市。現地の人々の配慮で老人施設に入ることができたが、生まれてから一度もふるさと以外で暮らしたことのない2人にとって「見たことも聞いたこともないまち」だった。

2人は原発避難前までは元気で、野菜をつくりながら家族に囲まれ穏やかに暮らしていた。だが、妻は転倒して入院した病院で10月11日の朝、息を引き取った。支えを失った夫も12月1日、脳梗塞の発作で亡くなった。

原発避難がなければもっと生きていられただろう。葬儀では、原発事故など考えもしなかった2人が、生前のある日、「農家の仕事がひまな時、穏やかな日に旅立てれば幸せだ」と話

していたことが紹介された。「帰りたい」と願った2人だったが、自宅がある一帯はいまも立ち入り禁止で、骨になっても帰ることができない。

73世帯・約300人が生活していたこの集落。避難先で亡くなったお年寄りはいずれも6人目だった。

土地と水と空気の絶対的価値

原発事故とは何か。人々にとっては、何代にもわたって土づくりにしてきた「土地」と清浄な「水」があった。それで田や畑ができ、その上に家が建っていた。そこに家族が暮らし、それぞれの家族には夢があった。そうした家族が隣近所ごとに支え合い、春祭りや盆踊りや収穫祭をやりながら暮

論 説

らしてきた。それが地域であり、そうした地域が集まって構成されるのが自治体だった。これらはすべて一つにつながっていたのに、原発事故で一瞬のうち引き裂かれ、土地を奪われ、家族も地域もバラバラにされたのだ。

「原発避難者の中には、もう帰ることをあきらめた人も多いのでしょうか？パチンコばかりやっている人も出始めているんじゃない？」

ある省の幹部にこうきかれたことがある。もちろん、人々は「戻りたい」という望みと「戻れるのだろうか」という不安の中で揺れている。だが、その時、避難先で会った様々な人々の顔が思い浮かび、黙っていられなくなった。

「土地と水と家族と地域が一体になって暮らしていた日々が破壊されたことの意味がわかるのか。壊された生活を元に戻すために、誰がどれほど手を貸しているのか。そもそも、避難を強いた原発の事故に、彼らに何が非があるのか」

その時の私にしてみれば、浜通りの人々が、土地を奪われた悲しみに耐え、いつも一緒に過ごしてきた地域の人々のことを思いやり、いつか必ず帰る日がやってくるという希望を探しているように思えた。「地域の中で幸せに暮らす」ということの重みを教えられていたのである。

原発は安全だと唱えてきた東京電力と政府。だが、その原発を爆発させ

てしまい、人々を期限のない避難生活に追い込み、地域を存続できるかどうかの淵に立たせた。安全の仕組みをつくらなかった東電と政府は結局、地域の暮らしや人々の幸せ、そこで繰り広げられる自治を軽んじてきたと思わずにはいられない。

清浄な水と土と空気が。これは土に生きる人々が生存するため、まちやむらに成立させるための絶対条件だった。

■もう一度、海と生きる

他方、津波に襲われた現場に目を転じてみたい。昨年の秋のある日の夕方、北上川が太平洋に注ぐ宮城県の旧北上町（現・石巻市）の浜に立ってみた。津波によってほとんどの建物は消えていた。誰もいなかった。その風景を見ながら、東北の漁村と農山村を20年にわたって歩き続けている仙台在住の民俗研究家・結城登美雄さんの言葉を思い出した。

「震災のずっと前、北上町の浜で聞いた言葉がある。『ここは本当にいい所だ。ここはお金が少なくても楽しく暮らせる。フノリ、岩ノリ、ヒジキ……。海からこちそうが次々にやって来る。ここは私のデパートだ』と。災害直後に電話をかけた。『もう海なんか見たくない、来ないでくれ』と言われた。それでも約1か月後、その浜を訪ねた。何人かががれきの片づけの

手を休めて話してくれた。『こんな情けない姿になっちゃったけど、あんたならわかるよね、何度もここに来たことがあるんだから。ここは本当はいい所だよ。ここはデパートだ、こちそうが海から次々に来るって言ったよね』。俺には、人々ががれきを片づけながら、『ここは本当はいい所』のかけらを探しているように思えたよ」

旧唐桑町（現・気仙沼市）の浜にも行った。何人かが網を直していた。その風景を見ながら、ここでも結城さんの言葉を思い出した。

「災害直後は『もうおしめえだ。今度ばかりは、とごめを刺された』と言った老人が唐桑にいた。だが、2か月後にもう一度訪ねると、老人はグラインダーなどの工具を持って浜でうるうるしていた。小船の修理をしていたのだ。『海から引き揚げてみたら、たいしてやられてねんだよ。直ったらもう一度やってみようと思っただ』と言っただよ」

多くの命を奪った海なのに、もう一度、その海と生きようという漁師たち。海のみち・気仙沼市は、津波で1400人以上の命が奪われた災害を乗り越えるという意味を込め、復興計画の理念を「海と生きる」に掲げていた。

■震災と自治・分権の論点

今回の大震災の特質と復興の論点

を改めて考えたい。この震災の特徴は、①被災地が500キロにおよぶ太平洋岸の広範な地域に広がり、数多くの個性あるまちやむらが破壊された②原発事故による放射性物質の拡散によって福島県浜通りの町村を消滅するかもしれないという不安に陥れた――の2点にある。

中央政府が各自治体の復興計画を策定することは不可能に近い。地域づくりは市町村自治の根幹であり、復興計画の決定主体は市町村である。政府は復興の枠組みを作り、自治体に自由な財源と権限をわたし、県と一緒に、市町村の政策立案を促し、住民の参加と議会の役割の発揮という地方自治の根本的な機能を全面的に支援する。行政機能がマヒした自治体には、全国から専門職員を送り込んで復興の地域づくりを支援しなければならない。

地域づくりの手法もよく考えなければならぬ。被災地はいずれも経済の疲弊と人口減に悩んできたまちやむらだ。道路や防波堤の復旧、区画整理や高台移転などのハード中心に終わる「開発型復興」だけでは問題が解決しない。農漁業の再生と人々が互いに暮らしを支えあう仕組みをつくる「生活重視型復興」でなければ地域の再生につながらない。

しかし、現実はどうだろうか。

論 説

■ 冷酷な現実とインフラ至上主義

福島は「出口のないトンネル」の中を歩かされている。再生の力ギを握る放射性物質の除染作業は、事業主体をめぐって環境省、国土交通省、農水省の協議が長引き、ようやく体制が決まったのは震災から5か月後の8月だった。除染方法を決めるモデル事業は大幅に遅れ、冬を迎えた。本格的な作業は春以降になる。

政府は12月、本格除染を始めないうちに「帰還困難区域」の指定と土地の買い上げ方針を打ち出した。野田首相は「原子炉が冷温停止状態になり、発電所の事故そのものは収束した」と宣言した。避難者からは「原発事故をもつ忘れよと国民に呼びかけたのか」

と落胆の声が上がり、首長たちは「みんなで戻ろうと呼びかけている時に、政府は我々の気持ちを逆なでする」と怒った。

宮城・岩手はどうか。市町村合併で併合された旧町村の復興が遅れている。宮城県の旧牡鹿町、旧雄勝町、旧北上町などは手つかずの地域が多い。かつてのように政治と行政と住民の拠点となる役場があったらと思わずにはいられない。

もちろん、希望がないわけではない。岩手県の旧三陸町（現・大船渡市）の越喜来地区などでは、地域住民が自ら復興委員会をつくって自律的に住宅の移転や商店街の再建計画を立案する動きもでてきている。だが、問題は、市町村と住民の復興を後押しするための制度と財源が乏しく、集権型の制度から

転換し切れないことにある。公共事業だけを突出させず生活の復興を目指した住民参加の地域づくりを目指そうにも、豊富な資金に支えられたインフラ復興の公共事業とは違い、住民参加の地域づくりに使える自由な財源がない。市町村が自由に使える災害復興基金の配分が遅れているのだ。

■ 復興と小さな自治のゆくえ

東日本大震災の復興の行方は、2012年も引き続き自治運動を展開する町村行政の課題を凝縮しているように思える。全国の町村は、土に生き、海と生きる人々とともにある。そうだとすれば、この復興問題を「小さな自治」を守る制度と運営のあり方として共有できるのではないだろうか。

もう一度、福島現場に戻ろう。心配なことがある。

昨年暮れ、野田内閣の政務三役の一人が、原発避難が続く自治体の首長の一人に、こうもちかけた。

「これからのことを考えれば、被災した市町村同士が合併する選択肢があるのじゃないか。あなたのところ、この町、あの町が合併して、インフラの整備を一気にやったらどうか。同じような要望を出してバラバラにやるより、一緒の方がいい」

その首長は話をささげなかった。「ちょっと待ってほしい。住民の意向や考え方も聞かなくちゃいけないらしい、そんなに簡単な話ではない。やめてほしい」

自治体規模を大きくすれば復興行政が効率的に進むと考える政府関係者は少なくない。だが、それはインフラ整備至上主義に立って「陳情型開発復興」を目指せといっていることに等しい。そうではない。被災者の生活を支援する対人公共サービスを独自の方法で住民に寄り添って行う「分権型生活復興」を重視するなら、小さな自治を国と県が全面支援する道筋を重視するという政策が成り立つはずだ。平成の市町村合併をくぐり抜けてきた全国町村会だからこそ、被災町村を守り、被災地の人々の苦しみを共有する復興運動の先頭に立つことを願っている。



青山 彰久 (あおやま あきひさ)

読売新聞横浜支局、北海道支社、東京本社地方部、解説部次長を経て2007年4月から編集委員。地方自治を担当。現在、日本自治学会理事・企画委員、総務省過疎問題懇話会委員、千葉大学法経学部非常勤講師。地方6団体・新地方分権構想検討委員会委員などを歴任。著書に『よくわかる情報公開制度』（法学書院）、『住民による介護・医療のセーフティーネット』（東洋経済新報社、共著）。『雑誌「都市問題」にみる都市問題1925-1945』（岩波書店、共著）など。長野市出身。

「地方制度調査会 第2回総会」が開催

—「地方自治法改正案に関する意見」を決定—



▲冒頭で挨拶する川端総務大臣



▲会議に出席した藤原会長

第30次地方制度調査会（会長・西尾勝東京市政調査会理事長）は、12月15日第2回総会を開催し、「地方自治法改正案に関する意見」を決定。同日、野田内閣総理大臣に提出した。本会からは藤原会長（長野県川上村長）が出席し、「直接請求制度にかかるとの意見」の制定・改廃の請求対象などについて意見を述べた。

同調査会は、昨年8月24日に開催された第1回総会（町村週報2777号に掲載）において諮問された事項のうち、まず地方自治法の改正案について審議することとされていたものであり、これまで専門小委員会（委員長・碓井光明明治大学教授）を5回開催し、「地方自治法改正案に関する意見（案）」をとりまとめ、総会に諮られたもの。

意見案は、本会等が問題点を指摘していた①「直接請求制度、条例の制定・改廃の請求対象の拡大」について、対象とする地方税の内容、署名数要件のあり方等更に検討を加えた上で制度化を図るべきであり、制度化の時期は、今後の経済状況の推移や社会保障・税一体改革の実施状況等を十分見極めて検討する必要があるとした。また、②「大規模な公の施設の設置に係る住民投票制度」については、住民自治の充実の観点

から意義を有すると考えられるもの、住民投票を実施する場合の対象のあり方や要件等について更に詰めるべき論点があることから引き続き検討すべきであるとした。

藤原会長は、「直接請求制度にかかるとの意見」の制定・改廃の請求対象に地方税等を加えることについて、自然にたる住民のサイドからのみ議論されているが、納税者である法人をどう位置づけるかという課題があることも、今後の議論に際して留意すべき事柄である」ことを指摘し、さらに「一部事務組合等の脱退手続の簡素化について、制度化をはかることに異論をはさむものではないが、合併の是非をめぐる局面で、合併を選択しなかった町村など小規模な団体においても、安定的に組合運営を続けていくことができるよう運用上の配慮が必要である。」と発言した。

今般の意見に基づき、地方自治法の一部改正法案は本年の通常国会に提出される見込み。

また、地方制度調査会（引き続き、「大都市制度のあり方」「議会を始めとする住民自治のあり方」「東日本大震災を踏まえた基礎自治体の役割」について審議する予定。

活 動



▲会議で発言する齋藤副会長

「民主党社会保障と税の一体改革調査会・税制調査会合同総会」
ヒアリングに齋藤副会長が出席
全国町村会

12月15日「民主党社会保障と税の一体改革調査会・税制調査会合同総会」が開催され、社会保障と税の一体改革について地方三団体からヒアリングを行った。本会からは齋藤副会長（秋田県町村会長・井川町長）が出席し、「一体改革成案」に記載されている事項のうち、町村が担っている役割に関連する部分について、以下の意見を述べた。

（国保の基盤強化）

○ 国保の基盤強化のため、2000億円の公費投入を確保するとともに、現行の基盤強化策を恒久化すべき。

○ 給付は全国一律なのに保険料に不均一があるということが妥当なのか。保険料50%、公費50%という原則を改め、公費負担割合を50%以上に引き上げるなど、今後は抜本的な解決策を検討すべき。
（国保の都道府県単位化）
○ 我々は医療保険制度の一本化を主張し続けているが、都道府県単位の財政運営はそのための一里塚。
○ 現在、『国民健康保険の基盤強化に関する国と地方の協議』において、広域化を推進するために、現行でレセプト30万円以上が対象となっている保険財政共同安定化事業を大幅に引き上げて拡大することが検討されているが、町村部は都市部に比べて医療費が低く、現在でも共同事業において拠出超過となっている団体が多数あり、今後、30万円以上を引き上げると、現在拠出超過の団体の超過額が大幅に増額となる虞れが高い。よって、都道府県単位化にあたっては、都道府県内の財政調整のため、国保に対する都道府県の関与を強めるべき。都道府県調整交付金のガイドラインの見直しなどだけで

はなく、関与を強めることが担保されるようにしてほしい。
（高額療養費の見直し）
○ 高額療養費制度における自己負担限度額の引き下げや年間上限額の設定については、国保の財政にとっては影響が非常に大きいので、見直しに伴う負担増分については、国の責任できちんと財源手当てすべきである。万一、財源手当てができないまま対象範囲を拡大し、皆保険制度を守れないような案となった場合には反対せざるを得ない。
（高齢者医療制度）
○ 平成22年末に高齢者医療制度改革会議が「最終とりまとめ」を行ったが、町村長は現行制度創設時の混乱が再び起きるのではないかと危惧している。拙速を避け、慎重に進めるべき
○ 「最終とりまとめ」の最大のポイントとは、国保の都道府県単位化が2段階で明示されていること。環境整備をして推進すべき。
○ 「子どもに対する手当」は全額国の負担とすると明言していたにも

かわらず、11月29日に開かれた国と地方の協議の場において、厚生労働大臣から地方に負担を求めめる案が提示された。全国町村会も含め地方六団体として明確に反対の意を表明したところ。地方への負担転嫁とならないようにしてほしい。
（地方単独事業）
○ 地方単独事業の総合的な整理にあたっては、住民の視点に立つて合理的なニーズが認められるものについては、今回の引上げ分の消費税収の配分の基礎に含めるべき。
○ 「国と地方の協議の場」の「一体改革分科会」では、厚生労働省が整理した結果の説明があったが、我々町村が各々の地域の実情に感じ、真に必要と考え、財源を何とか捻出して行なっている単独事業を、形式的な基準に当て嵌めて極めて狭い範囲で捉えようとする意図が窺え、到底納得できるものではなかった。
○ 社会保障・税一体改革は社会保障の機能強化とともに、国・地方を通じた安定的な社会保障財源を確保するものであり、国と地方が一体となって着実に推進していくためには、社会保障において地方が果たしている役割を十分に踏まえてとりまとめしてほしい。

活 動



▲出席した地方六団体代表 (右が藤原会長)



▲藤村官房長官 (左から3人目) はじめ政府側代表

「国と地方の協議の場」(第3回臨時会合) が開催
「子どもに対する手当について協議」

全国町村会

「国と地方の協議の場」(第3回臨時会合) が12月20日に総理大臣官邸で開催され、本会の藤原忠彦会長(長野県川上村長)ほか、地方六団体代表が出席した。政府側からは、藤村官房長官(国と地方の協議の場議長)、川端総務大臣、安住財務大臣、小宮山厚生労働大臣、古川国家戦略担当大臣らが出席、「子どもに対する手当」について協議を行った。

今回の協議においては、これまでの協議(町村週報2782号及び2783号に掲載)において厚生労働大臣からの提案は到底受け入れることはできない旨地方が主張したことに対し、国側から新たに「地方増収分(使途未定分)の取扱いについて」が提案され、小宮山厚生労働大臣から、「今回の提案は、地方団体からの様々な意見の趣旨にできる限り沿う形で精一杯の検討を行った結果。理解してほしい。」旨説明があった。また、あわせて①手当の額は、民主党でとりまとめられた内容を踏まえ、3歳未満は一律15,000円、3歳以上小学校修了前は第1・2子10,000円、第3子以降15,000円、中学生は一律10,000

0円とする、②所得制限世帯(夫婦と子ども2人の世帯で年収960万円を基準)には一律5,000円を支給する、③制度導入のためのシステム改修費は安心基金に、全額を国が負担する前提で所要額を確保している旨の説明があった。

本会の藤原会長は、「示されたフレームについて、町村として一定の理解を示したというためには、地方交付税の仕上りの姿が大事。是非地方交付税の全体の確保をお願いしたい。また、一般財源化により国保の国庫負担金を見直して、都道府県の調整交付金にその一部を移行させるということだが、その運用に当たっては、市町村国保が厳しい状況を踏まえて、適切な財政調整が図ら

れるようお願いたい。」と発言した。川端総務大臣からは、「交付税の総額確保に全力を挙げる。追加増収分が来年度から発生していくことによって、2・1の割合を変えたり、給付に使うということは一切考えていない。子育て分野の現物サービスに活用したい。中身はこれからの相談だが、工夫したい。国保のあり方は、厚労省と執行三団体の協議結果を踏まえ対応する。」旨の回答があった。

最後に、藤村議長から、「厚労大臣からの提案によって進めることを、地方側にご理解をいただいたと政府として認め、予算にかかる所要の作業を進める。熱心に議論をいただき改めて感謝申し上げます。」との発言があった。

また、会合の終了に際し野田内閣総理大臣から、「厚労省の案を進めることについて、地方側の皆さんから了解をいただいた。地域主権改革を進めるにあたっては、この協議の場において地方自治に影響を及ぼす国の政策について、皆さんの意見を十分にいただいて成案を得る努力を重ねることが大切である。これからこの方針を貫きたい。」と挨拶があった。

活 動



▲合同会議に出席した藤原会長（右から2人目）石副会長（右）



▲第5回臨時会合に出席した藤原会長（右）



▲第5回臨時会合に出席した国側の代表

「国と地方の協議の場(第4回)／社会保障・税一体改革分科会合同」(第5回臨時会合)が開催

全国町村会

「社会保障・税一体改革」にかかる地方単独事業の総合的な整理を協議するため、政府は12月26日に「国と地方の協議の場(第4回臨時会合)及び社会保障・税一体改革分科会(第4回合同会議)」を、12月29日に「国と地方の協議の場(第5回臨時会合)」を開催した。本会からは合同会議には藤原会長(長野県町村会長・川上村長)と石(いし)副会長(鳥取県町村会長・日吉津村長)が、第5回臨時会合には藤原会長が出席し、意見を述べた。

「社会保障・税一体改革」に関しては、これまで、「国と地方の協議の場」及び「国と地方の協議の場 社会保障・税一体改革分科会」において、地方単独事業の総合的な整理及び引き上げ分の消費税収にかかる国と地方の配分割合について議論してきた。12月26日の「国と地方の協議の場(第4回臨時会合)及び社会保障・税一体改革分科会(第4回合同会議)」

において、「地方単独事業の総合的な整理」が議題となったが、これまでの分科会等と同様、統計的な手法で地方単独事業を評価・整理したと小宮山厚生労働大臣の説明に対し、藤原会長は、「地方の意見が全く反映されておらず、全国の町村が到底納得できるものではない。」とした上で、「国の制度と地方単独事業が上手くセットされることで福祉レベルを保っており、それを認めないと社会保障費のさらなる増大の可能性があり、地方はパイが小さくとも機能的には重要な役割を果たしていることを理解して欲しい。」との意見を述べた。

石副会長は、①国の制度を補完しているということでは、私の村の保育所では124人の児童に対し、国の基準14人を上回る19人で保育しており、それでも不十分であるので、これらの対策をしっかりと検討して欲しい、②高齢化により保健師の仕事はウエイトが大きく、給付の抑制にもつながっていることから対応すべき、③予防接種も給付費を抑制するという観点から同じように対象とすべき、と意見を述べた。

また、藤原会長は、「地方税制の論点」に関して、消費税率の引き上げに伴う地方消費税の拡充につい

活 動

て、「地方消費税も少ないとはいえず、一定の偏在があり、また、地方消費税の引き上げに伴い、交付税の総額は減少するため、「地方分」の全てを地方消費税の拡充で財源確保することになると、高齢化の進展が著しく財政力の弱い町村は現在実施している地方単独事業すら維持できなくなる可能性がある。このため、「地方分」として確保する財源の中で、地方交付税による一定の調整の必要性を十分配慮して検討してほしい。」

と意見を述べた。
「地方単独事業の総合的な整理」については、川端総務大臣を中心に財務省、厚生労働省で調整を行い、再度協議の場が開催されることとなった。そして、12月29日に開催された「国と地方の協議の場(第5回臨時会合)」では、国側から、①『社会保障四分野』について、厚生労働省分析による社会保障4分野をベースとしつつ、「予防接種、がん検診、乳幼児健診、老人保護措置等」を加え

て整理する、②『給付』については、現物サービスを提供しているマンパワ―の人件費について給付の担い手として評価する一方、事務費及び事務職員の人件費等を除外することにより整理する、③『制度として確立された』については、地方財政計画や地方交付税における需要額をメルクマールとして「制度として確立された」地方単独事業を定量的に整理する、とする4省庁の統一的な整理が報告された。

また、「社会保障税一体改革成案」に示されている消費税率の引き上げ分を5%とする場合の国と地方の配分については、その役割分担に応じた国分3・46%、地方分1・54%(うち地方消費税分1・2%、地方交付税分0・34%)とする案が示された。これまで地方側は、社会保障のあり方は、社会保障4経費に限定せず住民の視点でその在り方や財源について地方と十分議論すべき等地方単独事業の必要性、重要性等について

(参考) 地方単独事業の総合的な整理

平成23年12月29日
内閣官房 省
総務省 省
財務省 省
厚生労働省

- 1 地方単独事業を含め、それぞれの事業の機能・性格に着目して社会保障給付の全体像を整理することは重要であり、こうした整理を統計的に行う場合には、一定の画一的な基準を設け、一つ一つの事業を仕分けていくことは避けて通れない作業である。
- 2 しかしながら、今般の社会保障・税一体改革では、全国レベルのセーフティネットである国の制度と地域の実情などに応じたきめ細かなセーフティネットである地方単独事業の2つのセーフティネットが組み合わさることによって社会保障制度全体が持続可能なものとなっていくとの認識を共有した上で、消費税収(国・地方)を主たる財源として安定財源を確保することとしている。
- 3 こうした改革の趣旨を踏まえれば、今回の引上げ分の消費税収(国・地方)の国・地方の配分を定める前提として社会保障給付における国と地方の役割分担を整理するに当たっては、地域の実情に応じ、それぞれの地域の判断で行われている地方単独事業の一つ一つについて個々に精査を重ねるよりも、一定の基準を設けつつ、地域の判断を尊重した上で定量的な整理に努めることが求められる。
- 4 こうした考え方の下、12月12日付け「地方単独事業の総合的な整理についての論点」で示された各論点について、以下のとおり整理する。
 - ①「社会保障四分野」(「年金、医療、介護、少子化に対処するための施策」)に該当するかどうか。
「成案」で示された「社会保障4経費の分野に則った範囲の社会保障給付」における地方単独事業を対象とすることを基本とする。その範囲については、厚生労働省の分析による社会保障4分野(3.8兆円)をベースとしつつ、「則った範囲」として、実質的にこれらの分野と重複している事業及び一体として評価される事業も含めることとし、具体的には、予防接種、がん検診、乳幼児健診、老人保護措置費等を加えて整理する。
 - ②「給付」に該当するかどうか。
国民に現物サービスを提供しているマンパワーの人件費について、「給付」の担い手としての側面を評価する一方、受益が直接個人に帰属しない事業について精査するほか、事務費及び事務職員の人件費等を除外することにより、整理する。
 - ③「制度として確立された」ものであるかどうか。
国から見れば「法令による義務づけ」は制度としての重要な要素であるが、これを過度に重視することは事業の必要性に関するそれぞれの地域の判断への配慮を欠くこととなりかねない。他方で、国民負担を伴う今般の改革において、地域の判断を尊重するとしても、標準的な行政水準を超えて行われているサービスを国民全体で負担すべき対象として評価することは必ずしも適当ではない。そこで、地方財政計画や地方交付税における需要額をメルクマールとして「制度として確立された」地方単独事業を定量的に整理する。

正当な評価を求めてきたが、一定の成果が得られたことから、地方六団体は今回の国の整理等を基本的に受け入れ、合意することとした。
本会の藤原会長は、「これまでの頑なな厚生労働省の分析や、分科会・協議の場での厳しい論議を踏まえれば、示された地方への配分の中に地方交付税による一定の財源の確保も含まれており、全体として調整を頂いた川端総務大臣に敬意を表する。」とした上で、「地方も社会保障・税一体改革の実施に伴う様々な問題について、国と一緒に対策を進めていかなければならない。」との意見を述べた。

地域資源を活かした活性化策

現地レポート

ひゃくしょういっぴん

『百匠一品・あたりまえがふつうにあるまち』を目指して！



いけ だ ちょう

福井県 池田町

はじめに

福井県池田町は県の東南部、岐阜県境に位置し、総面積19、472ha（山林92%）、農地450ha、人口3、043人、高齢化率39%、特別豪雪、過疎指定、特定農山村指定の極めて脆弱で小さな農山村です。

四方を山に囲まれ、自然は四季に豊かであり、日本滝百選の「龍双ヶ滝」、残したい自然百選の「冠山」があります。また、約八百年來継承されている「水海の田楽能舞」は国の重要無形民俗文化財に指定されています。

主な産業と云えば、農林業と建設業、そして僅かな観光産業と製造業がありますが、多くの町民は近隣の福井市、越前市などへ通勤しています。



▷国重文 水海の田楽能舞

フォーラム

戦わずして滅びるを待ちほしくない

こんな小さく、弱く、老いている町に、平成の合併問題が降りかかりました。県内の市町村が合併協議に入る中、池田町においても町民との対話集会を幾度と実施しました。

「産業も、金も、何も無い町がやっていけるのか?」「座して死を待つのか?」「小さい末端の町は吸収合併で主権がなくなるぞ」、町民は、今のままで不安と合併への不安を訴えました。回を重ねる協議の終盤「池田町単独では何もできないのか?」「困難苦難の道のりだが、町を守る努力をしてほしい、もうおね



▷溪流温泉「冠荘」露天風呂

だりほしくない」の声が上がりはじめました。そこで出た台詞が町民の多くを納得させた「池田町、戦わずして滅びるを待ちほしくない」だったのです。池田町は単独の道を選択しました。

「まちづくり」とは「ナニをつくるのか?」

池田町における近年までの「まちづくり」は、特産開発や新しいものづくりをはじめとした無いものさがし、そして都市化への憧れが底辺にあったといえます。

しかし、農業青年グループの各種体験交流活動から、まちづくりの青い鳥は山の向こうではなく足元にあることを実感したのです。

自然を察しながら営む農業、伝統の郷土料理、収穫物をいただくという文化、人と人の相互扶助の係わりなど「日本人が忘れかけた日本」「都市が容易に取り戻せないモノ」が池田町に生き残っていること、そして日本人が見失ってしまった「日本のあたりまえがふつうに残る農村」に憧れる時代が来ていることを感じ取ったのです。

今、池田町では「自然資源」「文化資源」「人資源」「社会資源」の四

つの地域資源連結活用型のまちおこしを展開しています。

環境活動と農業・農村の総合産業化をめざして

「一株増苗運動」から直売所

「こっほい屋」を県都福井市に開設 池田町の農業は米単作地域であり、農家は米以外に農産物を販売した経験がほとんどなく、米価の下落から農家所得は減少し意欲も減退しはじめていました。でも自家用野菜は多品目栽培され、しかも無農薬に近い栽培がなされていました。生産量は少なくても安全でおいしい野菜



▷池田町ショップ「こっほい屋」



▷池田特産 米・水セット

がつくられていたわけです。

そこで、もう一株、もう一畦の増産運動を展開することで少量多品目の直売所を開設することといたしました。

販売経験のない三ちゃん農業の担い手達からは、「おすそ分け野菜など買ってもらうのだろうか?」と異口同音に不安が出されましたが、「始めなければ始まらない」「始めなければ成長しない」との声に170人をこえる出荷会員が集まり、平成11年7月池田町ショップ「こっほい屋」(方言で幸せ、ありがたいの意味)を県都福井市のショップピングセンター内に開店しました。現在では約12坪の店舗で年間約1億4千万円(売り上げ坪単価では全国上位クラス)を販売しています。

フォーラム



△食Uターンの生ゴミ回収

■食Uターン事業から堆肥「土魂壤」(どこんじょう)シリーズ商品化

また、池田町では安全な作物栽培と肥沃な土を守るため、堆肥利用が熱心に行われていました。そこで、家庭等からの生ゴミを堆肥化する事業「食Uターン事業」を開始しました。施設は町が整備し、生ゴミ収集は週三日、月水金曜日に町民ボランティアが担当、家庭ではルールに従って専用の紙袋で生ゴミを出す、堆肥センターでは生ゴミと牛糞を混合して完熟堆肥を製造する仕組みで始めました。現在では町内約7割の家庭が参加しています。そして出来上がった堆肥は「土魂壤」(どこんじょう)と命名し、堆肥、液肥、園芸用培土となって販売され



△土魂壤(どこんじょう)堆肥、液肥、園芸用培土

■ゆうき・げんき・正直農業とおばちゃんシャベリティーの実践

作物の安全栽培へ向けた資源循環の基礎が出来つつある時、農家個々の栽培技術だけでは信頼を得ないこと

ています。



▷地域資源循環型農業

から、町全体での栽培基準と認定ルール、指導体制を町独自に策定することになりました。

有機肥料を使用し化学肥料、除草剤は使用しない、栽培履歴の記帳義務、認定は消費者も参加して圃場視察を行う、堆肥を利用した土づくりや栽培の年数によってランク付けするなどの基準を設けた「ゆうき・げんき・正直農業」をスタートさせました。

また、ラベルと文字でのトレーサビリティでは限界があり伝えきれないことから、「こつぽい屋」には農家自身が入り、栽培の状況や野菜の調理方法などを、直接おしゃべりで伝える「おばちゃんシャベリティー」を実践しています。

■漬物加工施設「おこもじ屋」

これらの取り組みから農家の生産意欲は向上し、栽培品目や栽培量も拡大するとともに、惣菜加工業、菓子製造業などを手がける女性グループも10件起業しました。

町も、生産物の販売拡大と郷土料理の商品化、伝統加工技術の継承を目的に加工施設と販売を担う「おこもじ屋」(HACCP)ハサップ(食品衛生管理認証取得の漬物惣菜製造業)を設立しました。



△おこもじ(漬物)各種

■全国一! 25,000本の

エコキャンドル・ナイトイベント開催

前出の食Uターン事業が年を重ねる中、スタッフや町民の中から、てんぷら油の回収リサイクルにも取り組んでほしいという声が上がるとともに、ガソリンスタンドが廃油集油場として協力することになり「食油Uターン事業」がスタートしました。廃油は精製され生ゴミ収集車の燃料に使用されています。またこれらの環境活動のアピールとして廃油ロソクを灯すエコキャンドルのナイトイベントが企画されました。キャンドルづくりには、学校、子ども会、老人会、青年団など町民の約2割が参画し、年間約27,000本が製作されています。

そして、平成19年から毎年秋に廃油キャンドル25,000本(全国一)のアーティイベントが開催されています。



△全国一の25,000本エコキャンドル・メインアート

まちの宝
「感じる力・見抜く力・活かす力」

■日本農村力デザイン大学の開校

池田町ではまちの四つの地域資源を繋ぎ、共振させることでまちおこしを進めようと取り組んでいます。が、ややもすると手法を間違えたり、モノを見誤ったり、目的を見失ったりしてしまいます。

そこで、私たちの足元にある町の資源は何か、どこに価値があり何を

守り、何を伝えるのか、農村の力を復習すること、学ぶことを始めようと、青壮年グループがNPO法人を立ち上げ「日本農村力デザイン大学」を開設し、年5回2泊3日での授業が開かれています。今年で8年目を迎えます。

成果から次への戦略

■各賞の受賞

- ①資源循環型農業
平成19年 農林水産大臣賞受賞
- ②環境向上活動
平成18年 環境大臣賞受賞
- ③平成20・21年連続
日本環境首都（2万人以下の部）コンテスト第1位
- ④食Uターン事業
平成21年 食品リサイクル環境大臣賞受賞
- ⑤農村力観光ポスター
平成19年 国土交通大臣賞受賞

■新たな公を担う株式会社

「まちUPいけだ」の設立

池田町のまちおこしはやっと緒についたところです。また、行政を取り巻く諸環境は不透明、不安定な時代にあります。その中で、まちの個性や得意技を磨き、暮らしを支え豊

かさを築くには非常に困難といえると同時に、町の力が試されているといえます。

これからの時代は、住民と行政の協働から、住民による公の補完、分担、代替の関係づくりが重要な力となり、行政の限界と住民の弱点をカバーする新たな公共づくりが求められているといえます。

池田町では、その試行策として平成23年3月に、町も一部出資した株式会社「まちUPいけだ」を設立いたしました。

課題と結び

以上、代表的な池田町の取り組みを紹介しました、他にも子育て、教育、福祉、定住

促進、産業振興事業の中においても特徴的な取り組みを行っているつもりですが、今も過疎化、高齢化に歯止めがかかりません。最近加速しはじめた都市の利便さや刺激、職への憧れに町

の魅力が対抗できないのです。これは、まだまだ池田町での暮らしが誇れない、自信がないという事でしょいか、若者も年寄りも「池田はとてもないところ、でも大雪が辛いから」と言います。人の力、行政の力の及ばない悔しい課題もあるのです。

私達は「百匠一品」(ひゃくしょういっぴん)をまちおこしのブランドとして取り組んでいます。「一人ひとりの心と技の匠を一つに持ち寄る」という理念の基に人づくり、モノづくり、コトづくり、自治づくりのまち育てから、まちおこしを進めたいと考えています。

(福井県池田町長 杉本博文)



▷エコキャンドル点火風景

随 想

随 想

年 頭 所 感

奈良県町村会長
斑鳩町長 小 城 利 重



2012年、辰年が幕を開けました。新しい年が輝かしい年となることを心から願っております。

昨年は、東日本大震災や台風12号による豪雨災害をはじめ、海外においてもニュージーランドや中国、トルコの大地震など、世界規模で想定外の災害が頻発し、人知を超えた自然の脅威に翻弄された一年でした。

これらの災害によりお亡くなりになられた方々に深甚なる哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様

に心からお見舞いを申しあげます。本町では、東日本大震災の被災地への支援として、義援金や町が備蓄している救援物資を被災地に送ったほか、スポーツイベントで交流のあった岩手県大槌町へ5ヶ月あまりにわたり職員を派遣するなど、独自の支援を実施してまいりました。

私も4月に現地を訪問しましたが、目の前の光景にまさしく言葉を失いました。そのような状況にもかかわらず、被災者の方々は、我々の

訪問に感謝の言葉を述べられ、氣さくに対応していただいた、その冷静さに驚きを感じたとともに、逆に勇気付けられたものです。しかしながら、その冷静さ、謙虚さとは裏腹に、心の中にはどれほどの思いを秘めておられたことでしょうか。その気持ちに思いを馳せるとき、被災者の心に寄り添うソフト面での対策の充実も望まれてなりません。

本年はさらに、台風シーズンには日本列島に台風の襲来が相次ぎ、とりわけ8月30日から9月5日にかけて紀伊半島に大雨を降らせた台風12号は、奈良県南部にも甚大な被害をもたらしました。私は奈良県町村会長として、直ちに三重県・和歌山県・西町村会長とともに上京し、関係省庁へ災害復旧対策の要望を行った結果、国においては迅速に激甚災害の指定をいただき、感謝しているところで

す。このように多発する自然災害に対して、危機管理体制の充実や地域の

絆の醸成など、自治体にはこの状況に合った的確な対応が求められています。

斑鳩町では幸いにもこれまで大きな災害がなく、長期にわたって避難所を開設した経験もなかったのですが、私を含め、現地へ行った職員は皆、大地震や水害はいつどこで起こっても不思議ではないこと、直ちに災害対策を充実させる必要があることを痛感し、現在、地域防災計画の見直し作業を進めているところで

す。災害時要援護者への対策、避難所の管理運営体制の確立、災害時に孤立が予想される地域への対策、避難勧告・指示伝達マニュアルの徹底など、列挙すればきりがありません。

後の課題は多くありますが、派遣職員の貴重な経験をもとに、早期に見直しを図ってまいりたいと考えております。

また、コミュニティの大切さもこれらの災害を受けて再確認されたこととありましよう。昔は、日本では向こう三軒両隣という優れた風習があり、調味料がないといったは借りに行ったり、おかずが余ればおすそ分けしたり、といった日頃の近所づきあいがありました。ところが、今は

わすらわしい近所づきあいを避ける傾向があり、地域のコミュニティがどんどん薄れてしまっています。しかしながら、震災を機に地域の絆が盛んに叫ばれているように、日

頃の近所づきあい、自主防災組織の有無は、災害時の被害をいかに最小限に抑えていくか、の大きな力になります。

一人ひとりの暮らしを支えていくために、地域とのつながりやコミュニティが果たす役割はますます重要となっており、この「地域力」が住民皆様の安全と安心を支える礎になるといつても過言ではありません。

本町といたしましても、今後は「自助・共助・公助」に加え、近くで助け合う「近助」を合言葉に、互いに助け合い支えあう地域コミュニティづくりをより一層推進し、参加と協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

斑鳩町のまちづくりを考えると、聖徳太子の教えが私たちを導いてくれます。斑鳩町民憲章の前文には、「私たちは聖徳太子ゆかりの斑鳩のまちに住むことを誇りとし、和の精神を尊び、明るく豊かな郷土をつくりまします」と制定しております。「和」とは、おだやか、のどか、仲良くする、争いを収める、などの意味があり、コミュニティの形成には「和」が欠かせません。

聖徳太子が国づくりの礎を築かれたこの斑鳩の地で、「和」の精神のもと、職員一丸となって、災害に強い、住み良いまちづくりを進めてまいりたいと決意を新たにしております。

TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひとつとき

静かさと心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとまどめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



土・日・祝日は
リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、
平日料金の **15%OFF**

和室もございますのでお問い合わせ下さい。
禁煙ルームをご用意しております。



シングル 119 室
平日料金 9,817 円より

SINGLE ROOM

金曜日料金
15% OFF 8,344 円より
土・日・祝日料金
20% OFF 7,854 円より



ダブル 12 室
平日料金 13,282 円
(2名利用) ※1名利用の場合 11,072 円

DOUBLE ROOM

金曜日料金
15% OFF 11,289 円
※1名利用の場合 9,326 円
土・日・祝日料金
20% OFF 10,626 円
※1名利用の場合 8,778 円



ツイン 17 室
平日料金 18,480 円より
(2名利用)

TWIN ROOM

金曜日料金
15% OFF 15,708 円より
土・日・祝日料金
20% OFF 14,784 円より



会議室・宴会場

2階には広さと設備が多様な、大小4つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



カジュアルレストラン「ベルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00
ティータイム 14:00 ~ 17:00
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)



和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30
(14:00 ラストオーダー)
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)

 全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

TEL 03(3581)0471

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

ご宿泊の予約が、全国町村会館の WEB からお申し込みいただけます。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3 番出口徒歩 1 分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩 5 分
- タクシー東京駅から約 20 分

